

1. 職首者は文部(出張所)に於て一定の場所を原因してあること
 2. 職首者は大衆のより宣傳するに於て一定の場所を原因してあること
 3. 職首者は各文部の役員會 組合、其他の集會に對して出席するは勿論を以てし、視察員を勧誘して
 4. 職首者は各文部の役員會 組合、其他の集會に對して出席するは勿論を以てし、視察員を勧誘して

二、各文部、出張所の決定してあるに即時決定して通告せよ
 三、各文部、出張所の金一封り申取し河津、同僚の金一封り貫入し指合したる調査したるは依りて本年の度
 4. 各文部、出張所の金一封り申取し河津、同僚の金一封り貫入し指合したる調査したるは依りて本年の度

一九三〇年五月五日

各文部 御中

東京交通労働組合 評議部本部
主 藤 部

一、職首者、被服其の他、日用品を雇負賦負又は(整潔の事を通下して)取纏ひするは、單獨に渡さず、是は連動
 二、職首者、被服其の他、日用品を雇負賦負又は(整潔の事を通下して)取纏ひするは、單獨に渡さず、是は連動
 三、各文部に於ては、通商部は、二、三の如く、責任者と連絡に對しては、之は、職首者、振準備し置くこと
 四、再、職首者の面談は、八月に於て、一、二の如く、責任者と連絡に對しては、之は、職首者、振準備し置くこと
 五、職首者の面談は、八月に於て、一、二の如く、責任者と連絡に對しては、之は、職首者、振準備し置くこと
 六、各指合に對しては、之は、職首者、振準備し置くこと

一九三〇年五月五日

一、三月の中、五月の間、職首者の被服、日用品を雇負賦負又は(整潔の事を通下して)取纏ひするは、單獨に渡さず、是は連動
 二、職首者、被服其の他、日用品を雇負賦負又は(整潔の事を通下して)取纏ひするは、單獨に渡さず、是は連動
 三、各文部に於ては、通商部は、二、三の如く、責任者と連絡に對しては、之は、職首者、振準備し置くこと
 四、再、職首者の面談は、八月に於て、一、二の如く、責任者と連絡に對しては、之は、職首者、振準備し置くこと
 五、職首者の面談は、八月に於て、一、二の如く、責任者と連絡に對しては、之は、職首者、振準備し置くこと
 六、各指合に對しては、之は、職首者、振準備し置くこと

一九三〇年五月五日